

参考資料

- 1 策定の体制及び経過
- 2 用語解説

Reference

1 策定の体制及び経過

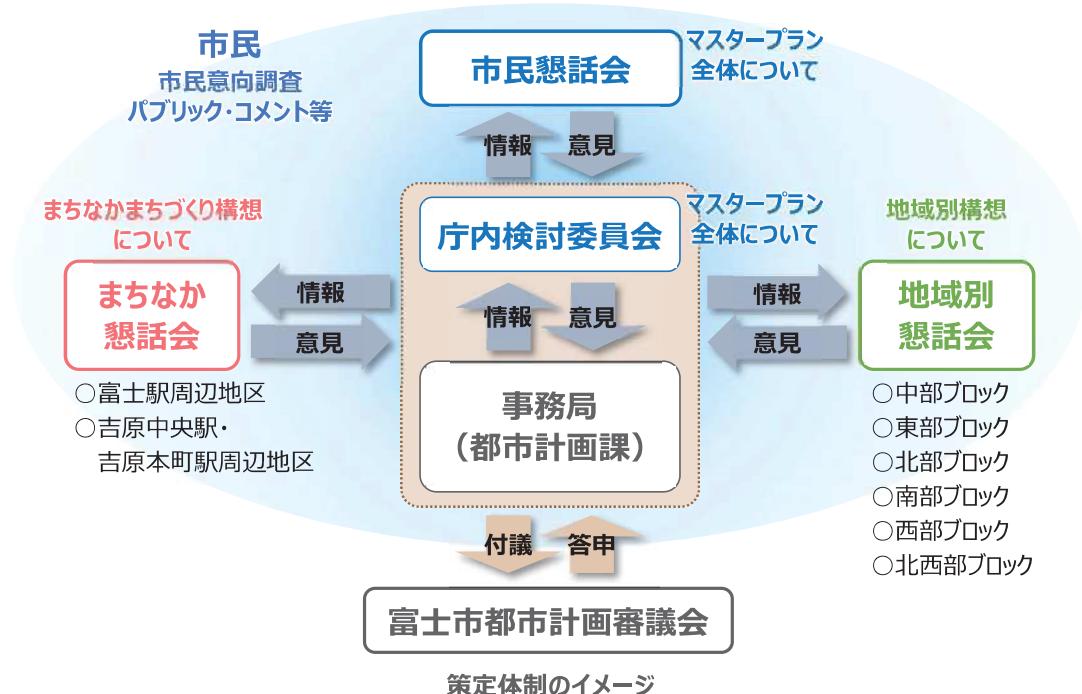
1-1 策定の体制

本マスターplanの策定にあたっては、事務局である都市計画課が作業全般を行い、市民懇話会、庁内検討委員会、まちなか懇話会、地域別懇話会等において、計画案についての具体的な検討を行いました。

このうち、市民懇話会及び庁内検討委員会では本マスターplan全体について、まちなか懇話会ではまちなかまちづくり構想について、地域別懇話会では地域別構想について意見をいただきました。

また、市民意見を本マスターplanに反映するため、市民意向調査やパブリック・コメント等を実施しました。

以上を経て、最終的な計画案を富士市都市計画審議会で審議していただき、策定しました。



■市民懇話会

市民懇話会は、政策決定過程の透明性の向上や市民参画の機会拡充のため公募登録している市民のほか、学識経験者や各種団体からの推薦者で構成し、本マスターplan全体について市民の目線または専門的な立場から意見をいただきました。

■庁内検討委員会

庁内検討委員会は、市役所の関係課によって組織し、本マスターplan全体について検討・調整を行うとともに、各課が所管する関連計画を確認し、設定する考え方や位置付ける施策の整合・連携を図りました。

■まちなか懇話会

まちなか懇話会は、「まちなか」の商業関係者や地域住民から構成し、富士駅周辺地区と吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区において、「まちなか」のまちづくりについてそれぞれの立場から意見をいただきました。

■地域別懇話会

地域別懇話会は、中部・東部・北部・南部・西部・北西部のブロックごとに、各地区のまちづくり協議会委員等から構成し、地域のまちづくりについて居住者の立場から意見をいただきました。



○各検討組織の委員等

■市民懇話会

(敬称略)

所属組織・団体等		氏名	備考
学識経験者	南山大学総合政策学部	石川 良文	会長
	常葉大学社会環境学部	池田 浩敬	
各種関係団体 代表者	岳南電車株式会社	石井 謙一	第1回
		橘田 昭	第2回～第5回
	富士市社会福祉協議会	鈴木 孝治	
	富士商工会議所	鈴木 優彦	
	富士伊豆農業協同組合富士地区本部	村松 幹夫	第1回～第3回
		長橋 房良	第4回～第5回
	富士建築士会	小林 武司	
	富士市町内会連合会	荻野 克雄	
	富士市地域防災指導員会	小澤 美砂子	
	富士山観光交流ビューロー	石川 公美	
市民代表	富士自然観察の会	小澤 緑	
	市民公募	石原 聰美	
	市民公募	小糸 直子	
	市民公募	長橋 利江	
オブザーバー	静岡県富士土木事務所都市計画課	来住 紗依	
		真鍋 和敬	第1回～第3回
		太田 智久	第4回～第5回

※任期：令和6（2024）年3月31日まで



市民懇話会の開催状況

序章

1章

2章

3章

4章

5章

資料

参考資料

策定の体制及び経過

■ 庁内検討委員会

部 名	課 名
危機管理室	防災危機管理課
総務部	企画課
市民部	まちづくり課
福祉部	福祉総務課
保健部	保健医療課
環境部	環境総務課
産業交流部	産業政策課
	商業労政課
	農政課
上下水道部	下水道建設課
建設部	建設総務課
都市整備部	建築土地対策課
	みどりの課
	市街地整備課
	住宅政策課



庁内検討委員会の開催状況



■まちなか懇話会

序章

1章

2章

3章

4章

5章

資料

参考資料

策定の体制及び経過

(敬称略)

地区	氏名	地区	氏名
富士駅周辺地区	時田 大嗣	吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区	内藤 勝則
	水上 浩次		滝 千賀子
	大石 真行		中川 博之
	野口 幸次		木村 光亮
	大木 勝己		窪田 博之
	大芝 哲也		西川 卵一
	三輪 正弘		市川 和典
	加藤 伸知		内藤 佑樹
	渡邊 勇介		儀間 栄
	畠 裕美		遠藤 潤
	菅野 悠		芹澤 古都美
	土屋 聖海		田中 彰
	齊藤 雄大		勝又 克秀
	村方 俊介		紺野 伸之
	福島 信治		佐野 荘一
	湧井 友美		鈴木 大介
			勝亦 優佑
			平林 徹



富士駅周辺地区
まちなか懇話会



吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区
まちなか懇話会

■ 地域別懇話会

(敬称略)

ブロック	地 区	氏 名		
中部	吉原	藤田 翔	鈴木 いずみ	宮下 真希
	伝法	望月 久司	小林 俊英	志田 敦子
	今泉	荻野 克雄	角田 博	山崎 信子
	青葉台	佐野 勝	笠井 好美	澤本 弘
東部	吉永	高橋 正文	前嶋 孝弘	菊池 信隆
	元吉原	鈴木 良一	野中 秀敏	増田 隆一
	須津	中端 秀敏	安東 雅彦	山田 光太郎
	浮島	鈴木 利幸	鈴木 龍一	櫻井 伸也
	原田	鈴木 俊光	内田 勝之	渡辺 敏行
北部	富士見台	古曳 本市郎	明石 武彦	梅田 民夫
	神戸	杉山 清春	野添 優代	海老澤 政昭
	吉永北	千葉 辰夫	中村 たかね	山本 智澄
	大淵	張ヶ谷 耕志	勝又 志延	加藤 一仁
南部	富士駅北	遠藤 香代子	石川 威壽	前川 秀夫
	富士北	宮崎 寿夫	神野 諭一	吉川 智子
	富士駅南	佐野 英雄	田島 康邦	秋山 あい子
	田子浦	本多 政敏	時田 二郎	大竹 長義
	富士南	齋藤 清隆	後藤 雅之	服部 文男
西部	岩松	大芝 收	中司 淳子	佐野 徹
	岩松北	望月 康男	小林 規明	伏見 正行
	富士川	丹羽 三郎	松本 妙子	井出 和雄
	松野	高田 貢	小澤 義正	齊藤 強
北西部	鷹岡	遠藤 晃	青木 素男	佐野 康雄
	広見	勝又 茂治	勝亦 克次	若松 誠一
	天間	望月 裕之	吉野 宣男	藁科 一元
	丘	遠藤 清嗣	川口 務	井出 實雄
				伊藤 秀彦



中部ブロック地域別懇話会



東部ブロック地域別懇話会



北部ブロック地域別懇話会



南部ブロック地域別懇話会



西部ブロック地域別懇話会



北西部ブロック地域別懇話会

序章

1章

2章

3章

4章

資料

参考資料

策定の体制及び経過

1 - 2 策定の経過

年度	月	市 民		庁内検討委員会	審議会・ 議会
		市民懇話会	まちなか懇話会・ 地域別懇話会		
R3	7月				都市計画審議会 (7/8)
	8月				
	9月			第1回庁内検討委員会 (9/10) ※書面開催 ○市民意向調査（案）について	
	10月	市民意向調査 (10/4~11/2) ○富士市の都市づくりについて			
	11月				
	12月			第2回庁内検討委員会 (12/22) ○富士市の現状と課題について	
	1月				
	2月				
	3月				
R4	4月			第3回庁内検討委員会 (4/27) ○全体構想（素案）について	
	5月	第1回市民懇話会 (5/18) ○都市計画マスターplanとは ○今後の都市づくりの方向性と 基本理念			
	6月			第4回庁内検討委員会 (6/30) ○全体構想（素案）について	
	7月	第2回市民懇話会 (7/22) ○第三次富士市都市計画マス タープラン 全体構想			建設消防 委員会協議会 (7/26)
	8月				
	9月		第1回地域別懇話会 ・北西部ブロック (9/6) ・北部ブロック (9/8) ・南部ブロック (9/12) ・西部ブロック (9/21) ・中部ブロック (9/22) ・東部ブロック (9/27)		
	10月		第1回まちなか懇話会 ・富士駅周辺地区、吉原中央 駅・吉原本町駅周辺地区 (10/11) <合同開催>		都市計画審議会 (10/24)
	11月		第2回地域別懇話会 ・西部ブロック (11/9) ・中部ブロック (11/11) ・北部ブロック (11/14) ・南部ブロック (11/16) ・北西部ブロック (11/21) ・東部ブロック (11/22)	第5回庁内検討委員会 (11/25) ※書面開催 ○地域別構想（素案）について	
	12月		第2回まちなか懇話会 ・富士駅周辺地区 (12/13) ・吉原中央駅・吉原本町駅周辺 地区 (12/20)		



年度	月	市 民		庁内検討委員会	審議会・議会
		市民懇話会	まちなか懇話会・地域別懇話会		
R4	1月		第3回地域別懇話会 ・中部ブロック（1/19） ・北部ブロック（1/26） ・南部ブロック（1/27） ・西部ブロック（1/31）		
	2月		・北西部ブロック（2/2） ・東部ブロック（2/7） 第3回まちなか懇話会 ・富士駅周辺地区（2/14） ・吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区（2/20）		
	3月	第3回市民懇話会（3/23） ○第三次富士市都市計画マスターPLAN（素案）について		第6回庁内検討委員会（3/13） ○第三次富士市都市計画マスターPLAN（素案）について	
R5	4月				
	5月				建設消防委員会協議会（5/31）
	6月		新富士駅周辺地区意見聴取（6/22～7/21）		
	7月	第4回市民懇話会（7/11） ○第三次富士市都市計画マスターPLAN（素案）について		第7回庁内検討委員会（7/6） ○第三次富士市都市計画マスターPLAN（素案）について	
	8月		地域別説明会（全7回） ・西部ブロック（8/22） ・東部ブロック（8/25） ・北部ブロック（8/28） ・中部ブロック（8/31）		
	9月		・北西部ブロック（9/5） ・南部ブロック（9/11） ・全体（9/21）		都市計画審議会（9/27）
	10月				
	11月	パブリック・コメント（11/15～12/15） ○第三次富士市都市計画マスターPLAN（案）について			全員協議会（11/1）
	12月				
	1月	第5回市民懇話会（1/10） ○パブリック・コメントの結果について ○集約・連携型都市づくりの更なる推進について			
	2月				都市計画審議会（2/7）
	3月	第三次富士市都市計画マスターPLAN 策定			

序章

1章

2章

3章

4章

資料

参考資料

策定の体制及び経過

2 用語解説

【イ】

○イノベーション

- 革新、刷新または革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取組のこと。

【オ】

○オープンスペース

- 公園・緑地や広場など、建物に覆われていないゆとりのある空間のこと。

○屋外広告物

- 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙・はり札や、広告塔、広告板、建築物、工作物などに表示されたもの。

○温室効果ガス

- 大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすものの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、プロン類がある。

【カ】

○カーボンニュートラル

- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

○開発許可制度

- 新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るため、開発が法律に定める基準に適合しているかチェックを行う制度。

【キ】

○急傾斜地崩壊危険区域

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき都道府県が指定するもの。台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護することを目的として、急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地の区域のこと。

○狭い道路

- 道路幅員が4m未満の道路のこと。

【ク】

○区域区分制度

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のこと。線引き制度ともいう。

○グリーンインフラ

- 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する 多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を 活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

【ケ】

○建築協定

- 良好な住環境や市街地環境を創出するため、地域住民等が中心となって定める、建築物の建て方に関するルールのこと。

【コ】

○公共下水道

- 都市部の雨水及び汚水を、地下水路などで集めた後に公共用水域へ排出するための施設。

○交通結節点

- 人や物の輸送において、複数の交通手段の接続が行われる場所のこと。

○高度地区

- 都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地の環境の維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区のこと。

○コミュニティバス

- 既存の路線バスのみでは対応できない公共交通空白地域等において、主に地方公共団体の主体的な関わりのもとで運行される乗合バスのこと。

○コンパクト・プラス・ネットワーク

- 生活拠点などに生活サービス施設や住宅を誘導・集約するとともに、交通結節点や生活拠点などを連絡する公共交通ネットワークの再構築など、持続可能な都市づくりを実現するための考え方。



【シ】

○市街化区域

- 都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と、概ね10年以内に優先的かつ計画的な整備・開発により市街化を図るべき区域のこと。

○市街化調整区域

- 都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

○市街地再開発事業

- 都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備などを行う事業。

○市街地開発事業

- すでに市街地となっている区域や市街化を図るべき区域内で、計画的なまちづくりを具体的に行うための事業のこと。

○地すべり防止区域

- 地すべり等防止法に基づき国が指定するもので、地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設や擁壁等の必要な施設を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地の区域のこと。

○準防火地域

- 都市計画法上の地域地区の一つであり、建築物が密集している市街地において、建築物の構造を防火上の観点から制限することによって不燃化を図り、火災の危険を防除するために指定される地域のこと。一般的に、防火地域の周辺部に指定されることが多い。

【ス】

○3D都市モデル

- 現実の都市空間をデータ上で再現した3次元のデジタル地図のこと。地方公共団体が整備している2次元の都市計画基本図に、航空測量による高さ情報、さらには都市計画や災害リスクなどの調査情報を加えてコンピューター上で処理して作られる。

【セ】

○生物多様性

- あらゆる生物種の多さ（種の多様性）と、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態（生態系の多様性）を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さ（遺伝子の多様性）までを含めた幅広い概念のこと。

【タ】

○対流

- 本来的には、液体などの流体内部において温度等の不均一が生じた際に、重力の作用によって引き起こされる流動のこと。本マスターplanでは、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワークの発達により形成される経済集積圏がもたらす、新たな全国的な流動（ヒト・モノ・カネ・情報の流れ）を「対流」と表現している。

【チ】

○地域地区

- 都市計画法に基づく都市計画の種類の一つであり、都市計画区域内の土地をその利用目的に応じて区分し、建築物等の制限を設けることによって、健全かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。代表的な地域地区として、用途地域や特別用途地区、高度地区等がある。

○地区計画

- 地区の特性にあった良好な住環境や市街地環境を創出するための、都市計画法に規定されているまちづくりルールのこと。道路や公園などの公共施設の配置や規模を定めることができるほか、建築物の用途、高さ、壁面の位置及び形態意匠などに関するルールや敷地面積の最低限度に関するルール、また屋外広告物の設置に関するルールなど、用途地域等を補完するきめ細かなルールを定めることができる。

【ツ】

○津波災害警戒区域

- 津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

【テ】**○低・未利用地**

- 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

○デジタル社会

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会のこと。

○デマンドタクシー

- 乗客の利用需要に応じて運行するタクシーのこと。

【ト】**○都市計画区域**

- 自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 都市計画区域マスターplanとも呼ばれ、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。都市計画区域における都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などについて定める。

○都市計画公園

- 都市計画で定める都市施設の一つで、都市計画で決定された公園のこと。

○都市計画道路

- 都市計画法に基づき、都市施設として都市計画に定められた道路のこと。都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市内及び都市間における交通の利便性の向上を目的とした幹線道路等のこと。

○都市計画提案制度

- 都市計画区域または準都市計画区域において、土地所有者やまちづくりを目的として設立されたNPO法人などが一定の条件を満たしたもとで、都市計画の決定または変更の提案をすることができる制度のこと。

○都市計画マスターplan

- 都市計画法第18条の2に基づくもので、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもの。

○都市公園

- 都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。

○都市施設

- 都市の利便のため、都市に設置される施設のこと。

○土砂災害警戒区域

- 土砂災害防止法に基づき都道府県が指定するもので、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。

○土砂災害特別警戒区域

- 土砂災害防止法に基づき都道府県が指定するもので、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務づけられる。

○土地区画整理事業

- 都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つ。土地所有者等から提供を受けた土地の一部を活用して、新たな道路や公園等を整備するとともに、宅地を整形化して配置することにより、住環境の向上と土地の利用増進を図るもの。

【二】**○ニューノーマル**

- 新型コロナ危機を契機として人々の生活様式や価値観が大きく変化し、これに伴い、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化すること。

【八】**○バリアフリー**

- 高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。



【フ】

○プラットフォーム

- 本的には、システムやサービスを動かすための「土台」や「基盤となる環境」のこと。本マスターplanでは、まちづくりに関する「対話・実践の場」と解釈して使用している。

【ホ】

○防火地域

- 都市計画法上の地域地区の一つであり、建築物が密集している市街地において、建築物の構造を防火上の観点から制限することによって不燃化を図り、火災の危険を防除するために指定される地域のこと。一般的に、都市の中心的な商業地や主要な幹線道路の沿道に指定されることが多い。

○歩行者利便増進道路（ほこみち）制度

- 道路空間のまちの活性化への活用など、新たなニーズに対応した賑わいのある道路空間の構築を目的として創設された制度のこと。道路の構造基準や空間利活用の仕組みなどが設けられている。

【マ】

○まちなかウォーカブル

- 道路や公共空間の整備、沿道施設の一部開放等により形成される、居心地が良く歩きたくなるまちなか空間のこと。

【モ】

○モビリティ・マネジメント

- 個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）を、過度に自動車に依存する状態から、公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向に自発的に転換することを促す一連の取組のこと。

【ユ】

○誘導区域

- 立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域のこと。

○ユニバーサルデザイン

- 障がいの有無や、年齢、性別、人種等に関わらず誰もが利用しやすい都市空間をあらかじめデザインする考え方のこと、またそのデザインのこと。

【ヨ】

○用途地域

- 都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の混在を防止するため、建築物の建て方等に関する最低限度の基準を定めた13種類の地域のこと。

【リ】

○立地適正化計画

- 人口減少社会に対応した持続可能な都市構造を実現するため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地の適正化を図る計画。

○リノベーション

- 既存の建築物の改修工事を行い、用途や機能を変更して付加価値を与えること。

【エ】

○ESCO事業

- Energy Service Company事業の略で、省エネルギー効果が見込まれるシステムを提案し、設備設置工事・維持・管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業のこと。

【イ】

○ICT

- Information and Communication Technologyの略で、ユビキタスネット社会（いつでも・どこでも・何でも・誰でも簡単にネットワークが利用できる社会）を実現するために活用される情報通信技術のこと。

【ム】

○MaaS

- Mobility as a Serviceの略で、公共交通を含めた、自家用車以外の全ての交通手段による移動を1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ移動の概念、またそれを目的としたサービスのこと。

【ヌ】

○NPO

- Nonprofit Organizationの略で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

【P】

○PI

- Public Involvement の略で、公共工事の計画段階から住民の意見を反映させようとする試みのこと。

【S】

○SDGs

- Sustainable Development Goals の略で、2015 年 9 月に国連総会で採択された、持続可能な開発のための 17 の国際目標のこと。

【W】

○Well-being

- 幸福で肉体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態のこと。

【Z】

○ZEB

- Net Zero Energy Building の略で、快適な室内環境を実現しながら、建築物で消費する年間の一次エネルギーの収支のゼロ化を目指した建築物のこと。

○ZEH

- Net Zero Energy House の略で、住宅で消費する年間のエネルギー収支をゼロ以下にすることを目指した住宅のこと。